

国立大学法人信州大学監事候補者選考会議要項

令和2年2月19日
学 長 裁 定

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人信州大学監事候補者選考会議（以下「選考会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 選考会議は、国立大学法人信州大学経営協議会規程第3条第1項各号に掲げる委員をもって充てる。

(監事候補者の選考)

第3条 選考会議は、監事の役割を理解し、本学の業務及び財産等の状況を監査するにふさわしい者を監事候補者として選考し、文部科学大臣に申し出るものとする。

(議長)

第4条 選考会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、選考会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 選考会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 選考会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 議長は、必要があると認めるときは、議事を持ち回り審議することができる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、選考会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、監事の選考方法等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年2月19日から施行する。